

「令和6年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び 倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」の概要

内閣官房内閣人事局

1 趣旨

本報告書は、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号。以下「倫理法」という。）第4条の規定に基づき、以下について国会に報告するものである。

2 報告の概要

- (1) 各種報告書の提出件数
倫理法により提出が義務付けられている各種報告書の提出件数
○ 贈与等報告書・・・25,076件 ○ 株取引等報告書・・・136件
○ 所得等報告書・・・1,568件
- (2) 倫理監督官への届出等の状況
飲食の届出及び講演等の承認の件数
○ 利害関係者との飲食の届出・・・1,364件
○ 利害関係者の依頼に応じた講演等の承認・・・37件
- (3) 懲戒処分等の状況
令和6年度中に倫理法・国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）違反行為に対して任命権者による懲戒処分が行われた事案
○ 懲戒処分・・・6件（6名）
- (4) 政令等の制定又は改廃の状況
○ 各省各庁の職員の職務に係る倫理に関する訓令の一部改正・・・4件
- (5) 倫理法等の適正な運用の確保等のための施策及び体制の整備
○ 国家公務員倫理審査会による倫理事務担当者向けの倫理制度説明会等の実施、各府省等におけるeラーニングに資する自習研修教材（一般職員用、課長補佐級職員用及び幹部・管理職員用の3階層の教材）の配布、「国家公務員倫理月間」（12月）の実施
○ 内閣官房及び人事院による研修カリキュラムの実施
○ 各府省等における研修等の実施